

# 国籍喪失届

1 外国の国籍を有する日本国民(重国籍者)は、一定期間内に外国の国籍を離脱するか、あるいは国籍法の定めるところにより、日本の国籍を放棄する旨の宣言をしなければなりません(国籍法第14条)。

○重国籍となった時が20歳前であるときは、22歳に達するまでに選択

○重国籍となった時が20歳後であるときは、その時から2年以内に選択

2 自己の志望(帰化申請)により外国国籍を取得した場合、自己の国籍を喪失した事実を知った場合にはその日から1カ月以内に、ただし、届出義務者が国外にいるときは3カ月以内に、本人、配偶者又は四親等内の親族が、「国籍喪失届」を本籍地役場又は当事務所に届け出る義務があります。

《必要書類》 ★は用紙が当事務所にあることを示すものです。

- ・国籍喪失届書 ★ 2通
- ・帰化の事実を証明する書類(帰化証明書等) 提示
- ・上記書類の和訳文 1通
- ・日本国旅券(お持ちの場合)

3 なお、日本国民が自己の志望によって外国国籍を取得した場合は、本人からの届出がなく日本の戸籍簿から除籍されていなくとも、日本の国籍法の規定により日本国籍を失いますので、日本の旅券を取得・行使することはできません。